

取引公正化推進についての取り組み

ニコン・トリンプルは、サプライチェーンの取引先の皆様との共存共栄を進め、信頼に基づく良好なパートナーシップを構築し、共に成長・発展をはかります。

また、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守いたします。

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定に当たっては、親事業者は契約条件の書面、電子メール等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管が無いよう、対応をはかります。

③ 支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行なわないよう留意します。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2023 年 7 月 1 日

株式会社ニコン・トリンプル 代表取締役 COO 古澤 肇